

●香川県広域水道企業団告示第6号

令和4年香川県広域水道企業団告示第7号（水道料金等の納付事務を取り扱う指定納付受託者の指定）の一部を次のように改正する。

令和6年4月1日

香川県広域水道企業団企業長 池 田 豊 人

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
納付事務	名称	所在地	指定をした日	納付事務	名称	所在地	指定をした日
クレジットカードを利用した料金等の納付事務	略			水道の使用に係る料金並びに高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三木町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町及びまんのう町から企業団が収納を受託した下水道使用料等（以下「料金等」という。）のLINE Pay決済サービス、PayPay決済サービス、au PAY決済サービス及びPay B決済サービスを利用した納付事務	SMBCファイナンスサービス株式会社	愛知県名古屋市 中区丸の内三丁目23番20号	令和4年4月 1日
				クレジットカードを利用した料金等の納付事務	略		